

秋田市告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月4日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
1061	旧	川尻広面線	秋田市山王臨海町137番2地先 秋田市広面字広面10番4地先		5,233.3	6.00 ～ 37.00
	新	川尻広面線	秋田市山王臨海町137番2地先 秋田市広面字広面10番4地先		5,233.3	6.00 ～ 45.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年12月6日

3 縦覧期間

令和6年12月4日から同月24日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで